

**一時預かり事業(一時保育サービス)・預かり保育事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業の保育料無償化のために必要な書類**

申請書類		必要となる方	確認欄	
1	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	すべての方	<input type="checkbox"/>	
2	個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(父母及び生計の中心者) (個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票)	施設等利用給付第3号(市町村民税非課税世帯の0~2歳の子ども)の申請を行う方	<input type="checkbox"/>	
3	本人確認ができる書類 ・本人の顔写真付きの公的証明書(1点)又は ・本人の顔写真無しの公的証明書(2点)	すべての方	<input type="checkbox"/>	
保育を必要とする理由を証明する書類 (保護者全員分)		必要となる方	父 確認欄	母 確認欄
	・ 就労証明書(1ヶ月あたりの勤務時間が64時間以上)	就労をされている方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 自営(開業予定)証明書	自営業・農業をされている方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 看護(介護)・出産等状況申告書	看護(介護)・出産を理由として 利用を希望する方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 疾病・障がい状況申告書	疾病・障がいを理由として 利用を希望する方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 就学等(予定)証明書	学業・職業訓練を理由として 利用を希望する方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 求職活動状況等申告書	求職中で利用を希望する方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認可保育施設(認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所等)の 利用申請をしない理由を記載する書面		必要となる方	確認欄	
	・ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	すべての方	<input type="checkbox"/>	

※3~5歳の子ども、または市町村民税が非課税である世帯の0~2歳の子どもが対象です。

子どもの年齢は該当年度の初日の前日の満年齢(クラス年齢)です。

同一地番上に祖父母が同居する場合で父母それぞれの年収が98万円未満の場合、祖父母の市町村民税も確認した上で、非課税世帯に該当するかどうかの判断を行います。

※認可保育施設に2号・3号認定(保育コース)で入所中の場合や、企業主導型保育事業所に入所中の場合には施設等利用給付認定の申請はできません。

※認可保育施設に入所申請中の場合、施設等利用給付認定の申請は不要です。

※幼稚園に入所中の場合、幼稚園で行っている預かり保育事業が教育時間を含め1日8時間を下回る場合、または、預かり保育事業の実施が年間200日未満の場合のみ、認可外保育施設、一時預かり事業(一時保育サービス)・預かり保育事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業が無償化の対象となります。

※幼稚園に入所中の場合、幼稚園で行っている預かり保育事業が教育時間を含め1日8時間を上回り、かつ預かり保育事業の実施が年間200日以上の場合、在籍する幼稚園の預かり保育事業のみが無償化の対象となります。

※認定こども園に1号認定(幼稚園コース)で入所中の場合、在籍する認定こども園の預かり保育事業のみが無償化の対象となります。